

令和7年4月22日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	太田尾・松屋

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

①名 称 住友重機械搬送システム 株式会社
許可番号 大臣許可 第014414号
所 在 地 東京都品川区西品川1-1-1

②名 称 新明和工業 株式会社
許可番号 大臣許可 第004305号
所 在 地 兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 指名停止の期間

令和7年4月23日から令和7年5月22日まで(1か月間)

3. 指名停止の理由

住友重機械搬送システム(株)及び新明和工業(株)が、機械式駐車装置の設置工事において、同業他社らと共同して当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように見積価格を調整していたことが、同工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和7年3月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第2条「別表第2第4号(独占禁止法違反行為)」該当
第4条第3項 適用